
第I部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

(1) 賃金の動向

1) 賃金上昇率の動向 (賃金上昇率の鈍化)

58年の現金給与総額の動向を労働省「毎月勤労統計調査」でみると,30人以上の事業所については,労働者1人平均1月当たり調査産業計で29万7,269円で前年に比べ3.5%増となった。現金給与総額の伸びは,55年の6.3%増から56年5.3%増,57年4.5%増と年々鈍化してきており,58年も前年を下回る伸びとなった。しかし,実質賃金は,消費者物価上昇の沈静化により,55年の1.6%減から56年0.4%増,57年1.7%増とむしろ増加してきており,58年も1.6%増とほぼ前年並みの伸びを維持した。現金給与総額の動きを産業別にみると,製造業で3.9%増(57年4.8%増)となったのをはじめ,多くの産業で上昇率が鈍化しており,特にサービス業で2.2%増(同4.1%増)と低い伸びとなっているのが目立っている。なお,前年に特別給与(賞与等)が減少した鉱業と建設業では,58年には特別給与がかなりの伸びとなったため現金給与総額の伸びも前年をやや上回っている。給与の内訳別に名目の上昇率をみると,調査産業計では,所定内給与3.9%増(57年5.3%増),特別給与2.0%増(同2.5%増)と,いずれも57年よりも上昇率が鈍化しているが,一方,所定外給与は5.1%増(同3.2%増)と57年の上昇率を上回る伸びとなった。現金給与総額の上昇率に対する給与の内訳別の寄与度をみると,所定内給与2.6%(同3.6%),所定外給与0.3%(同0.2%),特別給与0.5%(同0.7%)となっており,所定内給与の寄与度の低下が大きくなっている。また,製造業について同様にみると,名目の上昇率は,所定内給与4.3%増(同5.6%増),所定外給与6.1%増(同2.4%増),特別給与2.0%増(同3.8%増)となっており,現金給与総額の上昇率に対する寄与度もそれぞれ2.7%(同3.7%),0.5%(同0.2%),0.5%(同0.9%)と調査産業計の場合と同様の動きとなっているが,所定外給与がかなりの増加となっているのが目立っている(第29図)。また,5~29人の小規模事業所における賃金の動向をみても,調査産業計で現金給与総額が2.7%増(57年3.8%増)と前年を下回る伸びとなり,30人以上規模と比べ57年に引き続き小規模事業所の賃金上昇率の方が低い伸びとなっている。しかしながら,製造業だけをとってみると,3.9%増と30人以上規模と同等の伸びとなった。

第I部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

(1) 賃金の動向

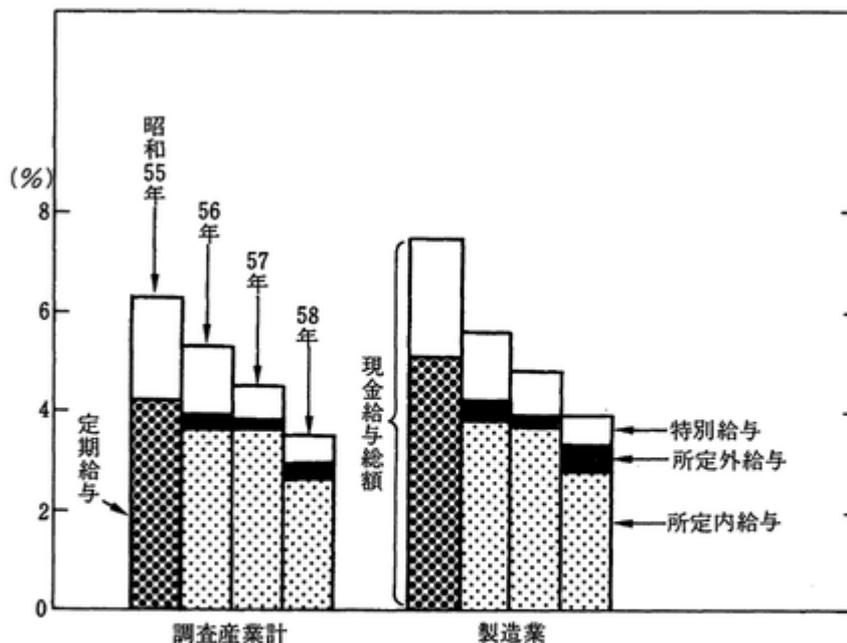
1) 賃金上昇率の動向

(所定内給与の伸びの鈍化と春季賃金交渉)

このように58年の賃金の伸びに大きな影響を与えたのは,所定内給与の上昇率の鈍化であった。所定内給与は,それ自身が賃金総額の中で大きな割合(58年において調査産業計では68.0%,製造業では66.6%)を占めるとともに,所定外給与や賞与の算定の基礎となるものであり,直接,間接に賃金総額の動向に影響を与えている。

第29図 賃金上昇率と給与の内訳別寄与度

第29図 賃金上昇率と給与の内訳別寄与度



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1) 事業所規模30人以上。

2) 55年については,定期給与の内訳(所定内給与,所定外給与)は調査されていない。

所定内給与の伸びには,春季賃金交渉の妥結状況も影響を与えている。春季賃金交渉の結果を労働省労政局調べにより民間主要企業についてみると,55年6.7%,56年7.7%,57年7.0%,58年4.4%と推移しており,一方「毎月勤労統計調査」によりサービス業を除く調査産業計,500人以上の事業所について各年7~9月期における所定内給与対前年同期増減率をみると,55年5.6%増,56年6.0%増,57年5.6%増,58年3.9%増と推移しており,両者はこのところほぼ平行して動いている。そこで,58年春の賃金交渉の結果を民間主要企業につ

いてみると、賃上げ額8,964円、賃上げ率4.40%と前年実績(それぞれ1万3,613円,7.01%)をかなり下回った。また、企業間の賃上げ率のばらつきを示す四分位分散係数が57年の0.06から58年には0.15へと拡大したのが目立っているが、これは基本的にはこの時期における産業、企業ごとの業況の違いが反映された結果であるといえよう。

わが国の賃上げ率は、時々の労働力需給、消費者物価、企業業績といった経済的諸条件の変化に対応して、弾力的に決定されてきたといわれている。また、50年代に入って労働組合側の賃上げ要求の考え方が実質賃金の確保を主眼とした「過年度消費者物価上昇分プラスアルファ」に重点が移ってきたことを反映して、とりわけ消費者物価との関連が強くなっている。58年春の賃金交渉の結果もおおむねこの傾向の延長上にあつたものと考えられる。すなわち、消費者物価の年度平均上昇率をみると、57年度は2.4%と56年度の4.0%を下回っており、有効求人倍率をみても57年度は0.60倍と56年度の0.67倍を下回っており、また、企業収益について日本銀行「主要企業短期経済観測調査」の売上高経常利益率でみると、57年度下期は2.27%で56年度下期の2.42%を下回った。このように最近関連の強まっている消費者物価が前年よりさらに落ち着いたことをはじめ、他の指標もいずれも賃上げ率を低くする要因として働いたものと考えられる。

第I部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

(1) 賃金の動向

1) 賃金上昇率の動向

(特別給与の伸びの鈍化と所定外給与の増加)

特別給与の58年の伸びも鈍化した。その要因としては、まず上にみたような所定内給与の伸びの鈍化をあげることができる。同時に、所定内給与の伸びよりも特別給与の伸びが低いことからもうかがわれるように、所定内給与に対する特別給与の支給割合が低下していることも特別給与の伸びが低調なことの要因となっている。こうした事情を特別給与の大部分を占める賞与についてみると、まず夏季賞与は調査産業計では38万9,086円、2.5%増(57年4.1%増)、製造業では2.8%増(同4.7%増)と前年に比べ伸びが鈍化している。これを所定内給与に対する支給割合でみると調査産業計1.59か月分(同1.62か月分)、製造業1.50か月分(同1.54か月分)といずれも減少している。また、支給割合を産業別にみても、鉱業、不動産業以外のすべての産業で減少しており、製造業の業種別にも電気機械器具製造業でわずかに(0.02か月分)増加しているなどのほかはほとんどの業種で前年を下回る支給割合となった。一方、冬季賞与をみると、調査産業計で45万8,394円、1.8%増(57年3.9%増)、製造業では2.3%増(同3.6%増)と57年冬季賞与、58年夏季賞与のいずれに比べても伸びは鈍化している。所定内給与に対する支給割合でみても調査産業計1.90か月分(同1.94か月分)、製造業1.71か月分(同1.73か月分)と減少している。このように冬季賞与も低調な動きとなったが、製造業では夏季賞与の場合と比べ支給額の伸びの鈍化幅、支給割合の減歩幅とも小さくなっている。

支給割合を製造業の業種別にみると、大部分の業種で前年に比べて減少しているものの、非鉄金属が0.03か月分増加したのをはじめ、前年を上回る所もやや増えている。

第4表 賃上げ率と各指標との単相関係数

第4表 賃上げ率と各指標との単相関係数

期 間	有効求人倍率 前年度	完全失業率 前年度	消費者物価上昇率 前年度	企 業 収 益		
				法人企業所得 所得比 (前年度)	法人企業 売上高 經常利益率 (前年度)	主要企業 売上高 經常利益率(前 年度下期)
昭和40 ～58年	0.945	-0.700	0.415	0.575	0.804	0.450 42～58年
昭和50 ～58年	0.810	-0.945	0.957	-0.604	0.278	-0.706

資料出所 労働省「職業安定業務統計」
 総理府統計局「消費者物価指数」「労働力調査」
 経済企画庁「国民経済計算」
 大蔵省「法人企業統計年報」
 日本銀行「主要企業短期経済観測調査」

(注) 賃上げ率は、労働省労政局労働組合課調べによる主要企業の賃上げ率である。

58年の賞与が低い伸びで推移したことの背景としては、まず58年中は企業業績がまだ低い水準にとどまっていたことが指摘できる。製造業の業種別にみた賞与の伸び率と利益率との変動との間に緩やかながら相関があることからもうかがわれるように、賞与の変動は企業収益の変動とも関連をもっている(第30図)。

日本銀行「企業短期経済観測調査」により製造業の売上高經常利益率の動きをみると、58年上期は、3.33%で57年上期を0.42ポイント下回っており、業種別にみてもこの時期に前年同期を上回っているのは、低迷を続けてきていた木材・木製品やパルプ・紙などであり、機械関連業種でも水準自体は相対的に高いものの前年同期を下回っていた。このように、58年度上期(58年4～9月)の企業収益が低迷した状態にあったことが58年の賞与の伸びを低いものとしたといえよう。また、このほかに賞与の決定についての制度的な要因も影響しているものと考えられる。58年11月時点で実施された上記調査により58年度下期の企業収益(売上高經常利益率)の予測をみると、前年同期に比べて製造業計で0.48ポイントとかなりの上昇を予測しており、また業種別にもほとんどの業種で上昇を予測している。したがって、先行きに対するこうした明るい予測は冬季賞与にもプラスの影響を与えることが予測されるところであり、実際にも、支給割合が前年を上回る業種が増えるなどある程度はそうした傾向もみられた。しかし、賞与の交渉に当たり夏季に冬季賞与をも含めて決定することとしている企業(年間臨給夏冬型)が比較的多いことから、こうした傾向も全体としては強いものにならなかった。労働省労政局調べにより58年冬の民間主要企業の妥結時期別賞与の伸びをみると、年間臨給夏冬型(2年協定等を含む。)によって58年冬季に交渉を行わずに決定した企業では1.2%増であるのに対し、交渉を行って妥結した企業は3.9%増と冬季に決定した企業の方が伸びが高くなっている。

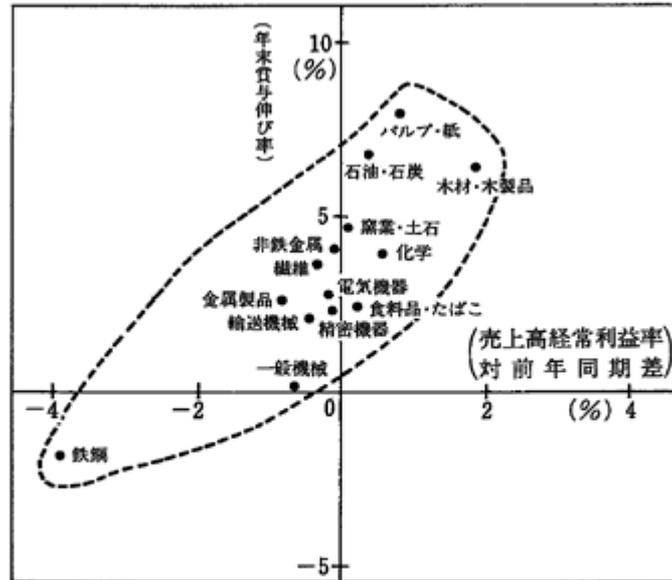
所定内給与や特別給与の伸びが鈍化する中で所定外給与は製造業を中心に順調な伸びを示した。58年の所定外給与の動向を製造業の業種別にみると、石油・石炭(1.2%減)や鉄鋼(5.0%減)等では低迷しているものの、多くの業種で57年を上回る伸びを示しており、特に電気機器(13.7%増)や精密機器(18.6%増)、パルプ・紙(15.1%増)等の業種での増加が目立っている。

このように所定外給与が順調な伸びを示したのは、機械関連業種を中心に景気が回復に転じ、これにともない所定外労働時間が調査産業計で2.3%増、製造業で3.9%増とかなりの増加となったためである。

以上のように58年の賃金動向は、その基礎的な部分は低い伸びにとどまったものの、景気の緩やかな回復にともなって所定外給与が増大するという動きとなった。

第30図 昭和58年年末賞与の伸び率と売上高経常利益率

第30図 昭和58年年末賞与の伸び率と売上高経常利益率(58年度上期)



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」
日本銀行「企業短期経済観測調査」
(注) 相関係数 0.818

第I部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

(1) 賃金の動向

2) 初任給,パートタイム労働者の賃金の動向 (新規学卒者の初任給の動向)

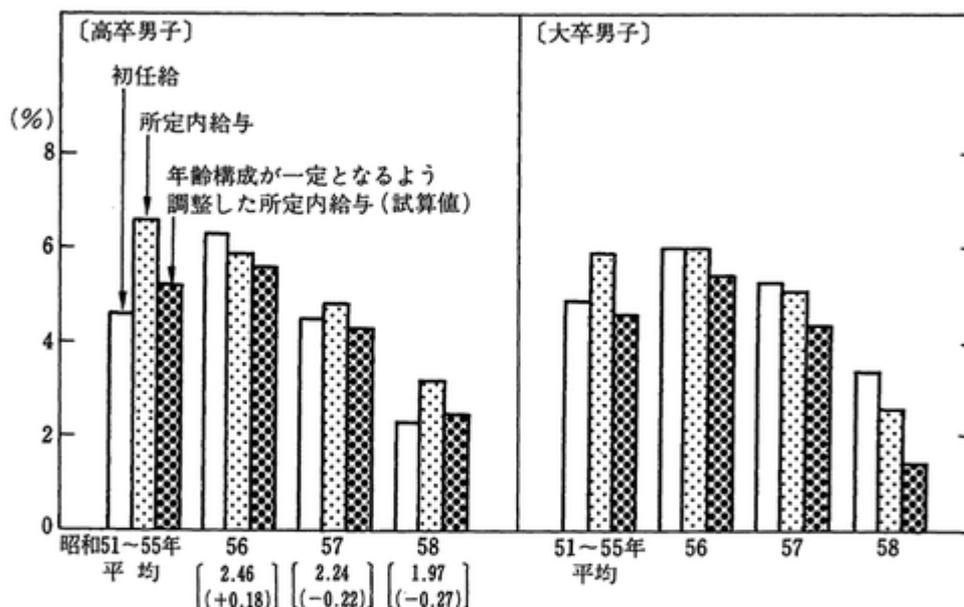
労働省「賃金構造基本統計調査」により58年3月新規学卒者の初任給をみると,調査産業計で大卒男子は13万2,200円,3.9%増(57年5.3%増),大卒女子12万4,100円,4.2%増(同3.6%増),高専・短大卒は,男子が11万6,800円,5.0%増(同4.4%増)で女子は10万9,700円,2.6%増(同4.2%増),高卒男子が10万6,200円,2.7%増(同5.1%増),高卒女子10万円,2.6%増(同4.7%増)となっており,58年3月新規学卒者の労働市場が総じて厳しかったことを反映して大卒女子と高専・短大卒男子を除き前年を下回る伸びとなった。なかでも相対的に厳しさの強かった短大卒女子や高卒での低下が目立っている。なお,前年の伸びを上回った大卒女子や高専・短大卒男子については,対象者が少ないこともあって年々の変動が激しくなっている。

つぎに,製造業の大卒男子,高卒男子の初任給の伸びと一般の所定内給与の伸びとを比較すると,雇用失業情勢が全般的に厳しく大企業を中心に新卒者の採用抑制が行われた50年代前半には初任給の伸びは一般の所定内給与の伸びを下回っていた。その後55年,56年と新規学卒の労働市場が改善を示す中で,56年には一般の労働市場の需給が緩和に向かったこととも相まって高卒男子では初任給の伸びが一般の所定内給与の伸びを上回り,大卒男子でも初任給と一般の所定内給与とが同じ伸び率となった。57年には学卒市場にもかげりがみえ始めたものの一般労働市場も低迷を続け,両者の伸びは同程度のものとなった。58年については,高卒男子学卒市場が一段と厳しさを増し,高卒男子の初任給は一般の所定内給与をかなり下回る伸びとなった。大卒男子については学卒市場には全体として厳しさがみられたものの,製造業の中では,化学工業や電気機械など技術革新関連業種での採用が多く,技術系の堅調さを反映して結果的に初任給の伸びが一般の所定内給与の伸びをかなり上回っているものと考えられる。

なお,一般の所定内給与の伸びには労働者の年齢別構成の変化にともなう分も含まれており,同一年齢での伸びである初任給の伸びと比較することは必ずしも適当とはいえない面もあるので,こうした労働者の年齢構成を固定して調整した所定内給与でみると,上記の傾向におおむね変化はないものの,高卒男子については,初任給と一般の所定内給与の伸びの格差がかなり小さくなり,大卒男子については50年代前半の需給緩和期を含めて初任給の伸びが一般の所定内給与より堅調な動きを示している(第31図)。

第31図 初任給と既定内給与

第31図 初任給と所定内給与(製造業、対前年増減率)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」, 「職業安定業務統計」

(注) []は当該年3月卒業の高卒男子に関する有効求人倍率で, ()内はその対前年増減差である。

このように,新規学卒者の初任給はその年の労働市場の状況に関連を持ちながら決定されているが,50年代を通じてみれば製造業では一般の所定内給与の伸びに比べて大卒男子での堅調さが目立っている。同様の比較を女子について行ってみると,大卒で同程度の伸びとなっているほかは,短大卒,高卒ともかなり低い伸びとなっている。

第I部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

(1) 賃金の動向

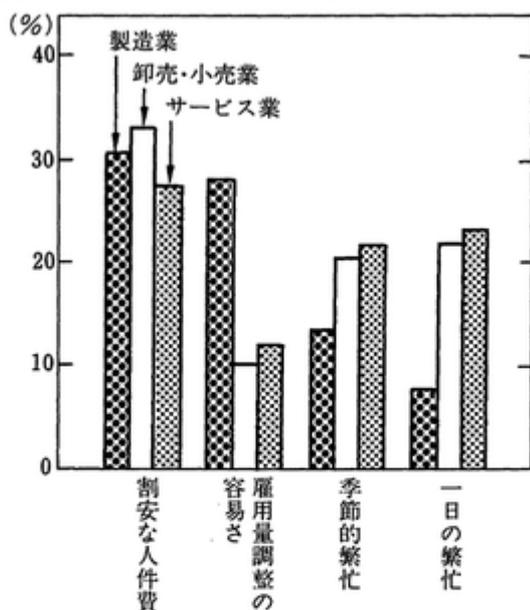
2) 初任給,パートタイム労働者の賃金の動向 (パートタイム労働者の賃金の動向)

近年増加の著しい女子パートタイム労働者の賃金の動きを「賃金構造基本統計調査」により製造業,卸売・小売業,サービス業の3つの産業別にみると,58年では,1時間当たりの所定内給与(時給)は,製造業525円,2.3%増(57年3.6%増),卸売・小売業565円,4.1%増(同3.8%増),サービス業628円,4.7%増(同0.7%減)と前年に減少を示したサービス業ではかなりの伸びを示し,卸売・小売業でも前年を上回る伸びとなっている。女子パートタイム労働者の賃金を企業が一般的に採用する標準的な女子未熟練労働者の賃金である高卒女子初任給と比較すると,高卒女子初任給は,時給換算で製造業564円,卸売・小売業542円,サービス業516円となっており,製造業ではパートタイム労働者の賃金の方がかなり低いが,卸売・小売業ではパートタイム労働者賃金の方がやや高く,サービス業ではパートタイム労働者賃金が高卒女子初任給を大きく上回っている。これは,各産業のパートタイム労働者の職種の違いや労働力としての位置づけの違いによるものと考えられる。

労働省「雇用管理調査」(58年)により産業別にパートタイム労働者の採用理由をみると,各産業とも「仕事の内容がパートタイム労働者で間に合うため」とするものが多いが,製造業では「人件費が割安となるため」や「生産(販売)量の増減に応じて雇用量調整が容易であるため」をあげる企業が多いのに対して,卸売・小売業やサービス業では割安な人件費をあげる企業が多いものの,雇用調整の容易さは少なく,「季節的繁忙のため」や「1日の忙しい時間帯に対処するため」をあげる企業が多くなっている(第32図)。

第32図 パートタイム労働者の採用理由

第32図 パートタイム労働者の採用理由(企業割合)



資料出所 労働省「雇用管理調査」(58年)

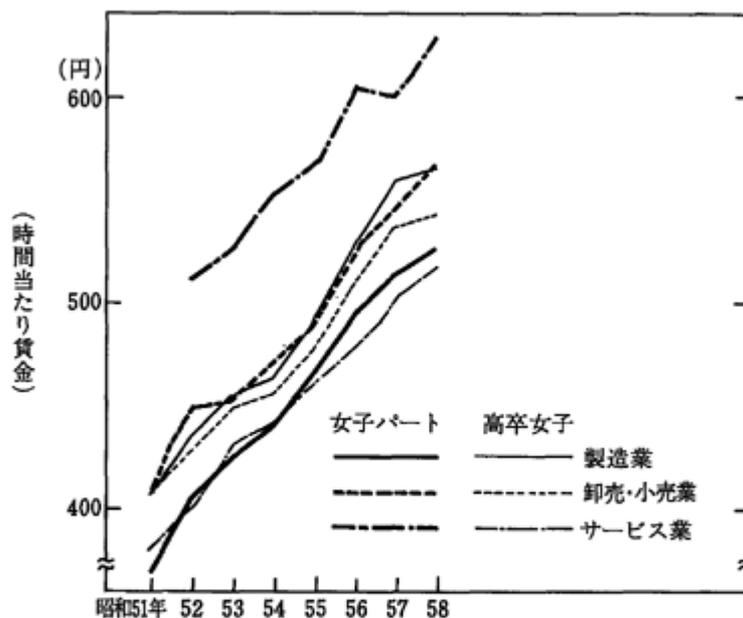
(注) 1) 複数回答である。

2) 当該企業で「パートタイマー」、「パート」または「アルバイト」と呼ばれている労働者についての結果である。

また、時系列的にみても女子パートタイム労働者の賃金は他の女子労働者の賃金と関連性を持ちながら推移しており、例えば上でみた高卒女子初任給と比べてみると、微妙な差異を生じつつも平行的に動いている。ちなみに両者の相関係数を計算すると製造業は0.9930、卸売・小売業0.9905、サービス業0.9714といずれもきわめて高い相関を示している(第33図)。

第33図 女子パート賃金と高卒女子初任給

第33図 女子パート賃金と高卒女子初任給



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1) 高卒女子初任給の時間当たり賃金は、初任給額を18～19歳高卒女子労働者の所定内労働時間で割って求めた。
2) パートについては、1日の所定労働時間または1週間の労働日数が一般労働者より少ない常用労働者のものである。

このように、パートタイム労働者の賃金も総合的な賃金決定の一環として、労働市場の動向や他の労働者層の賃金と密接な関連を保ちつつ賃金額が決定されている。

第I部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

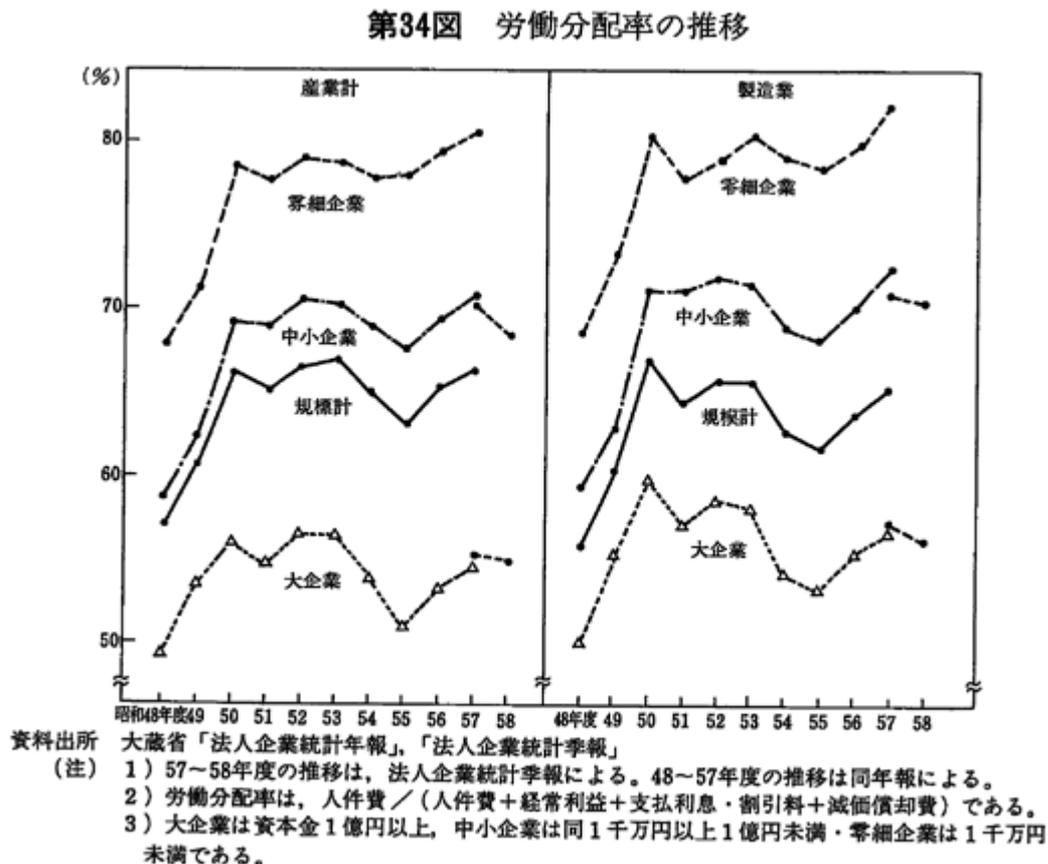
(1) 賃金の動向

3) 労働分配率の動向

景気変動に対応した雇用・賃金の変動は,相対的に遅れを持つことから,労働分配率は短期的には景気の上昇期には低下し,景気の下降期には上昇する傾向がある。事実これまでの労働分配率の推移を大蔵省「法人企業統計年報」によってみると,53年度から55年度の景気上昇期には,産業計で66.7%から62.9%へ,製造業で65.5%から61.4%へ低下し,その後景気が下降,停滞局面に移るとともに,上昇に転じ,57年度にはそれぞれ66.1%,65.1%となった。

58年度の労働分配率は,景気が回復に向かう中で前年度をやや下回る動きとなった。57年度から58年度にかけての労働分配率の動きを大蔵省「法人企業統計季報」(資本金1千万円以上の企業が対象)によりみると,産業計では60.3%,1.0ポイントの低下,製造業で60.4%,0.7ポイントの低下となっている(第34図)。

第34図 労働分配率の推移



製造業における労働分配率の変化を売上高人件費比率要因と付加価値率要因とに分けてみると,58年度に

は、売上高がかなり増加し、売上高人件費比率の低下が大きくきいて労働分配率が低下していることがわかる。

企業規模別にみると、大企業、中小企業とも労働分配率は低下しているものの中小企業での低下幅が相対的に小さくなっている。これを上記の要因に分けてみると売上高人件費比率は大企業、中小企業いずれもかなり労働分配率を低下させるよう働いているが、付加価値率の低下による労働分配率の上昇効果は中小企業の方が相対的に大きくなっており、全体として中小企業での労働分配率の低下幅を小さくする結果となっている。中小企業における付加価値率の低下は、製品価格が安定的に推移する中で販売費・一般管理費や金融費用等間接コストが増大し、生産性上昇の相対的な低さと相まってこれを十分にカバーできていないことによる面が大きい。

業種分類別に労働分配率の動きをみると、素材関連業種で売上高人件費比率は低下したものの付加価値率が相当低下したため労働分配率が上昇したほかは、消費関連業種、機械関連業種とも労働分配率は低下した(第5表)。

なお、最近における企業収益の動向を「法人企業統計季報」の売上高経常利益率で見ると、産業計では55年度の2.66%から57年度の2.17%へと低下していたものが58年度には2.46%と上昇に転じており、製造業でも同様に55年度の3.74%から57年度の3.19%と低下していたものが58年度には3.51%と上昇している。特に半期別にみて製造業で57年度下期3.15%、58年度上期3.15%、同下期3.84%と推移しており、58年度下期になってからの上昇が著しく、順調な景気回復を示しているとともに、人件費要因の相対的な低下もみられ、企業収益の改善に寄与したものと考えられる。

第I部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

(1) 賃金の動向

4) 59年春の賃金交渉をめぐる情勢

59年春の賃金交渉は,緩やかながら着実な景気回復の下で行われた。企業収益が改善するとともに労働力需給もなお厳しさを残しつつ,徐々に改善を示し,また,消費者物価は年初来の降雪の影響等から生鮮野菜を中心にやや騰勢が強まったものの前年同月比2%台の安定した推移を示していた。

第5表 労働分配率の変動要因

第5表 労働分配率の変動要因(製造業)

企業規模、業種分類 年度		労働分配率 変化幅	売上高人件費 比率要因	売上高要因		付加価値率 要因
				売上高要因	人件費要因	
製造業計	56年度	2.34	2.44	-4.48	7.11	-0.10
	57	1.17	2.14	1.05	1.05	-0.95
	58	-0.73	-1.40	-4.33	2.84	0.67
大企業	56年度	2.14	1.47	-3.71	5.27	0.65
	57	1.45	2.53	-0.28	2.83	-1.06
	58	-0.93	-1.35	-3.59	2.16	0.43
中小企業	56年度	2.11	4.23	-6.65	11.30	-2.06
	57	1.37	2.53	5.08	-2.74	-1.14
	58	-0.39	-1.89	-6.48	4.42	1.52
消費関連業種	56年度	2.21	3.61	-5.85	9.79	-1.35
	57	0.65	-0.06	-1.30	1.23	0.70
	58	-2.33	-3.52	-5.45	1.63	1.25
素材関連業種	56年度	1.66	2.21	-1.53	3.81	-0.52
	57	3.23	2.54	0.84	1.65	0.64
	58	0.79	-1.06	-8.27	7.05	1.82
機械関連業種	56年度	-0.16	0.03	-7.31	7.35	-0.19
	57	1.98	3.37	1.80	1.46	-1.35
	58	-1.46	-2.37	-5.62	3.04	0.93

資料出所 大蔵省「法人企業統計季報」

(注) 1) 大企業は資本金1億円以上、中小企業は1,000万円以上1億円未満である。

2) 消費関連業種=食料+繊維+衣服+木材・木製品

素材関連業種=化学+石油・石炭+窯業・土石+鉄鋼+非鉄+パルプ・紙

機械関連業種=一般機械+電気機器+輸送用機器+精密機器

3) 要因分解は次式による。

W: 人件費 T: 売上高 V: 付加価値額 v: 付加価値率(V/T)

とすると、

$$\text{労働分配率} \frac{W}{V} = \frac{W}{v \cdot T} \text{ から}$$

$$\Delta \left(\frac{W}{V} \right) = \underbrace{\left(\frac{W}{V} \right) \cdot \left(\frac{\Delta W}{W} \right)}_{\text{人件費要因}} - \underbrace{\left(\frac{W}{V} \right) \cdot \left(\frac{\Delta T}{T} \right)}_{\text{売上高要因}} - \underbrace{\left(\frac{W}{V} \right) \cdot \left(\frac{\Delta v}{v} \right)}_{\text{付加価値率要因}}$$

$$\left(\frac{W}{V} \right) \cdot \frac{\Delta \left(\frac{W}{T} \right)}{\left(\frac{W}{T} \right)}$$

売上高人件費比率要因

ただし、付加価値=人件費+経常利益+支払利息・割引料+減価償却費

労働側は、内需主導による適正な経済成長を実現するために必要な賃上げを主張した。労働四団体(総評,同盟,中立労連,新産別)や全民労協等の間では84賃闘連絡会の間を通じて、57年,58年に続いて統一要求基準が設定され、59年は物価の落ち着きから前年を1ポイント下回る6%以上とすることで合意がなされた。この要求の考え方は、経済の本格的な回復に原動力を与え、雇用情勢の改善をはじめ内外の諸問題の解決を図るためには内需主導型の経済成長が必要であり、そのためには雇用者所得・個人消費を拡大させていく必要が

ある。したがって生活の向上とともにこうした観点から、消費者物価の過年度上昇分2%プラス実質経済成長に見合った生活向上分4%、計6%の賃上げ要求とされたものである。こうした点に関してまず同盟は、「1984年度賃金白書」の中で完全雇用の達成には中期的に4~5%の成長が必要であるが、少なくとも雇用情勢をこれ以上悪化させないためには、当面内需を中心とした4%台の成長を実現する必要があるとし、「4%台の成長実現のために最も重要なことは、国民総支出の過半を占める実質個人消費を望ましい実質経済成長率にほぼ見合って3.5%程度拡大することである。このためには、84年度賃金闘争の要求基準において、過年度消費者物価上昇率に加えるアルファ分を4%程度とし、これを全体として獲得することが必要である。」としている。また、春闘共闘会S(総評,中立労連)も「1984年国民春闘白書」の中で、日本経済の回復力が弱いのは国内に自律的な回復力がないからであり、また、国際摩擦により輸出主導の成長はもはや限界に達しているとした上で、「内外のまさつを回避し、本格的回復への原動力を与えるためには、いまの外需型成長を内需拡大型にきりかえなければならない。財政に余力がなく、金融政策に為替相場からの制約がつよい現状では、国民総支出の6割を占める雇用者所得(賃金)を拡大させる以外に日本経済の健全な発展を保障する途はない。」としている。

これに対して経営側は、名目賃金の上昇が必ずしも実質消費を増やすものではなく、むしろ物価の安定の重要性を指摘し、賃金決定は生産性基準原理によるべきものと強く主張した。日経連の考え方によれば、生産性基準原理とは、1人当たり名目賃金上昇率を実質国民経済生産性上昇率の範囲内に収めることにより賃金コストインフレを防ぎ、ひいては物価安定と経済の安定成長を図ろうとするものである。この点に関して日経連は59年1月の「労働問題研究委員会報告」の中で、今日のように低い実質経済成長率の下でのベースアップ要求は、高度経済成長時代の夢を追い続けすぎているとした上で、わが国の定期昇給制度は個別賃金の引き上げ、総人件費の増加につながっており、「この定期昇給のほかに、さらにベースアップをすることが、今日の低成長下しかも消費者物価の安定した状態下にあってはたして合理的な理由をもつものだろうか。」と主張した。

この生産性基準原理に対しては、労働側の立場にたつ経済社会政策研究会から“逆”生産性基準原理の主張がなされた。これは、現実にある程度の消費者物価の上昇がある下で日経連のいう生産性基準原理を貫けば実質賃金は生産性上昇率を下回る結果となり、国内需要拡大の足をひっぱる結果となるとし、わが国が経済大国の責任を果たすためには、内需主導型成長パターンへの転換を図る必要があり、このためには、実質賃金の上昇率を実質国民経済生産性(実質GNP/就業者数)上昇率に等しくするという意味での生産性基準原理を貫くことが必要であるとするものである。

さらに労働側からは、定昇は現行賃金水準を維持するだけの賃金体系上の昇給であり、社会の発展に見合っ生活水準を全体的に引き上げるにはベースアップしかないとの批判がなされるなど、活発な議論が展開された。また、従来の金属労協先行型から主要労働組合が同一の回答日を設定する一点集中型へと全民労協を中心として戦術転換が行われたのも59年春季賃金交渉の特徴であった。

こうした交渉のすえに妥結された主要企業の賃上げ状況を労働省労政局調べでみると、賃上げ率は4.46%、賃上げ額は9,354円と前年を率で0.06ポイント、額で390円いずれも上回り、賃上げ額の分散も0.12で低下した。

第I部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

(2) 労働時間の動向

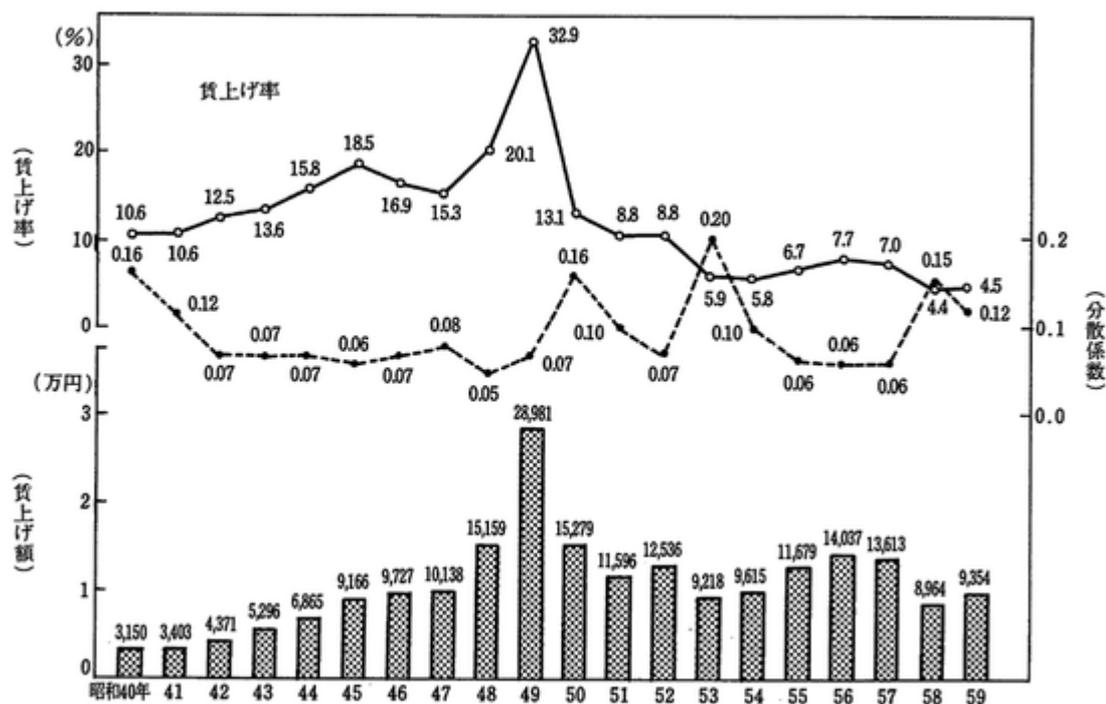
1) 実労働時間の動向

(増加した総実労働時間と所定外労働時間)

58年の月間総実労働時間(実際に労働した時間)は,調査産業計では174.8時間で前年比0.1%増とほぼ横ばいであり,製造業では178.0時間,前年比0.5%増とわずかながら増加した。これは,景気の回復を反映した所定外労働時間の増加によるところが大きく,所定外労働時間は調査産業計で13.4時間,前年比2.3%増,製造業では16.2時間,前年比3.9%増とかなりの増加となっている。また,所定内労働時間は,調査産業計で161.4時間,前年比0.2%減と54年の163.0時間をピークに緩やかな減少傾向を持続させている。一方,製造業の所定内労働時間は,161.8時間,前年比0.2%増とわずかながら増加した。

第35図 民間主要企業の賃上げ状況の推移

第35図 民間主要企業の賃上げ状況の推移(賃上げ率, 賃上げ額, 分散係数)



資料出所 労働省労政局調べ

(注) 1) 分散係数 = $\frac{\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

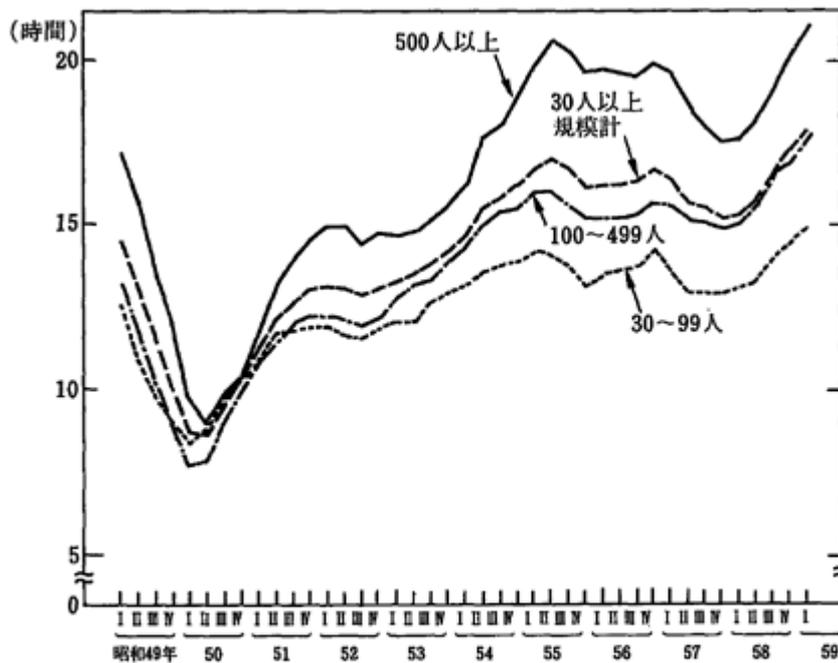
2) 53年までは単純平均による数値であり, 54年以降は加重平均による数値である。

製造業の所定外労働時間(四半期別季節調整値)の推移をみると,55年4~6月期の16.9時間をピークに,56年後半にやや増加した時期を含みながら57年10~12月期まで減少を続けた。58年に入って生産がかなりの

勢いで増加するとともに、所定外労働時間も急増し、58年10～12月期には55年4～6月期のピークを上回って17.2時間と石油危機前におけるピークである48年4～6月期の17.4時間に匹敵する水準となっている。これを事業所の規模別にみると、各規模とも同様の動きとなっているが、500人以上規模や100～499人規模では58年4～6月期からかなりの増加となっているのに対して、30～99人規模ではやや遅れて7～9月期から本格的に増加しているのが特徴的である(第36図)。これは、58年における生産拡大が輸出関連先行型であったことなどから規模間の生産拡大時期に違いがあったことによるところが大きいと考えられる。ちなみに中小企業庁試算の「規模別生産指数」でみると、大企業の生産は、季節調整済の前期比で57年10～12月期1.0%減のあと58年に入って1～3月期1.4%増、4～6月2.5%増、7～9月3.3%増、10～12月3.8%増と順調な拡大を示しているのに対して、中小企業の生産は同じ期にそれぞれ1.5%減、0.3%増、0.9%増、1.7%増、1.7%増と推移しており、7～9月期以降になって緩やかに上向きつつある。また、58年における所定外労働時間の動きを業種別にみると、ほとんどの業種で増加しており、特に電気機器(13.4%増)、精密機器(15.9%)、ゴム(14.8%)等の業種での増加が大きかった。

第36図 製造業所定外労働時間の推移

第36図 製造業所定外労働時間の推移(季節調整値)



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1) 季節調整済指数(55年=100)に55年の実数を乗じたものである。
 2) 規模区分は事業所規模である。

58年には、製造業においてわずかながら所定内労働時間の増加がみられたが、これを業種別にみると、電気機器や精密機器での増加による面が大きくなっている。これらの業種では、出勤日数がわずかに増加しており、生産の急増に対応したものと思われる。

つぎに、こうした労働時間の動向も踏まえて製造業における労働投入量(常用雇用×労働時間)の動きをみると、生産が58年に3.5%増(57年0.4%増)となったのに対して労働投入量は0.4%増(57年0.3%増)にとどまっており、かなりの生産性の上昇がみられた。これを四半期別にみると、生産、労働投入量とも58年4～6月期以降前年同期に比べプラスとなり、増加幅も期を追うごとに大きくなっている(第37図)。労働投入量の動向を業種分類別にみると、機械関連業種では生産の急速な拡大(57年1.3%増、58年7.1%増)にともない労働投入量も58年に1.9%増加しており、その内訳をみても、雇用、労働時間とも増加させている。素材関連業種では生産は前年比1.9%増(57年1.1%減)と増加したものの、前年同期比では年後半に入ってから増加

であり、また、鉄鋼、石油等大きな余剰設備を抱えているところも多く、雇用減を中心とした減量化がすすめられ、労働投入量は2.4%減となった。また、消費関連業種では生産が前年比0.2%増と低迷しており、労働投入量も0.5%減と前年を下回っている。

第1部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

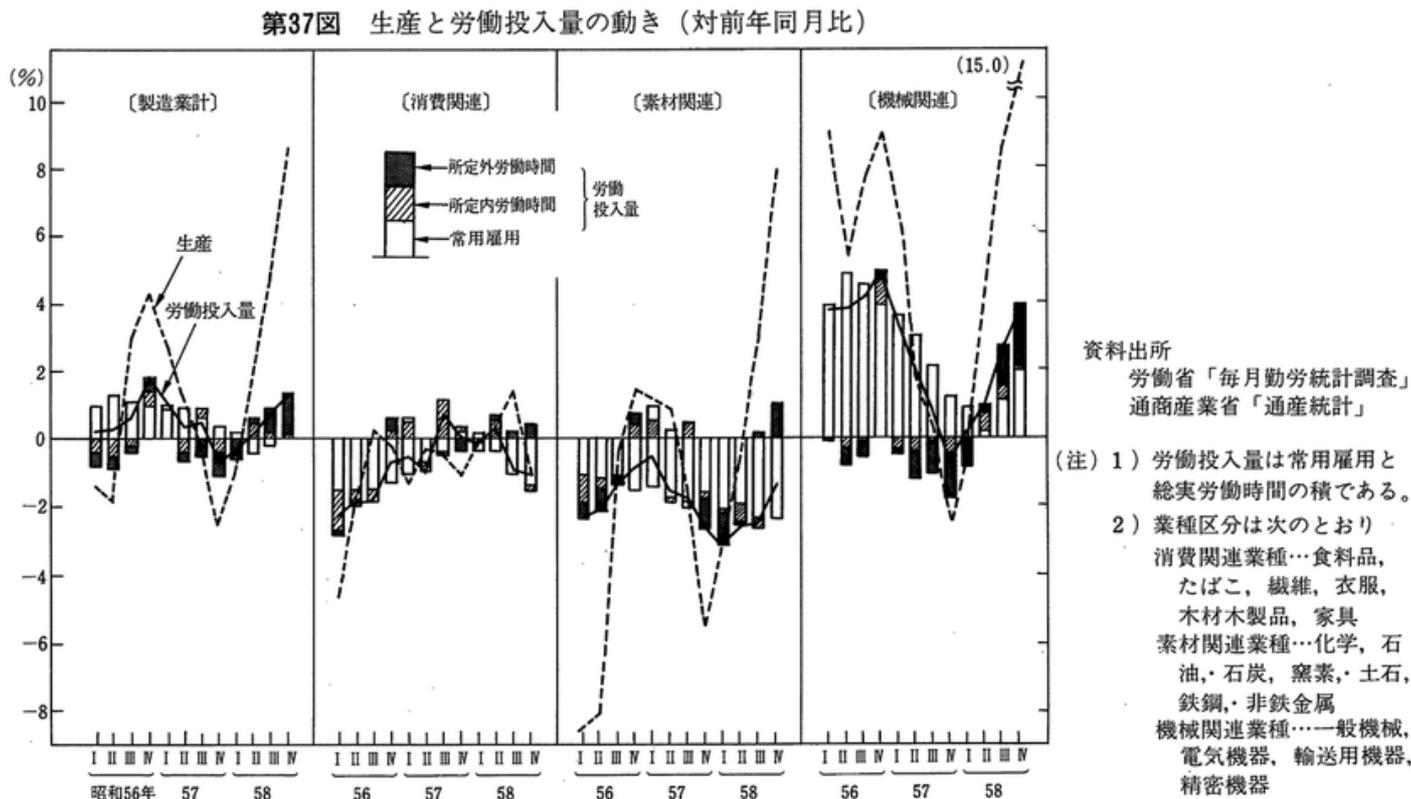
(2) 労働時間の動向

2) 所定労働時間の動向

50年以降の労働者1人当たりの所定労働時間(就業規則等に定められた労働時間)の推移を労働省「賃金労働時間制度総合調査」によりみると、まず週所定労働時間は調査産業計で50年の42時間08分から57年には41時間47分へと21分間短くなっている。これを産業別にみると、卸売業を除く各産業で短縮されているが、特に不動産業の56分間、鉱業の42分間、運輸・通信業の41分間、建設業の35分間等比較的所定労働時間の長い産業での短縮が目立っている。

同じ期間における1日の所定労働時間の推移をみると、調査産業計で50年に7時間40分であったものが57年には7時間39分とほぼ横ばいとなっており、産業別にみても最も大幅な短縮がみられた小売業や運輸・通信業で4分間の短縮がみられたにすぎない。

第37図 生産と労働投入量の動き



つぎに、同じ時期における週休制の推移をみると、調査産業計でなんらかの形態での週休2日制の適用を受ける労働者の割合は、調査産業計で50年の69.9%から57年には75.5%に5.6ポイント上昇しており、これを産業別にみると、運輸・通信業を除き各産業で上昇しているが、特に鉱業32.7ポイント、不動産業19.9ポイント、建設業17.9ポイントと、相対的に週休2日制の適用割合の低かった産業での上昇が目立っている。

第6表 産業別所定労働時間の推移

第6表 産業別所定労働時間の推移

	週所定労働時間		1日の所定労働時間	
	50年	57年	50年	57年
	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
調査産業計	42 : 08	41 : 47	7 : 40	7 : 39
鉱業	42 : 16	41 : 34	7 : 22	7 : 23
建設業	45 : 14	44 : 39	7 : 47	7 : 45
製造業	41 : 35	41 : 10	7 : 43	7 : 44
卸売業	41 : 35	41 : 40	7 : 34	7 : 35
小売業	42 : 56	42 : 29	7 : 45	7 : 41
金融・保険業	38 : 11	37 : 57	7 : 05	7 : 04
不動産業	41 : 39	40 : 43	7 : 28	7 : 25
運輸・通信業	43 : 48	43 : 07	7 : 39	7 : 35
電気・ガス・水道・熱供給業	40 : 29	40 : 00	7 : 43	7 : 45
サービス業	43 : 29	43 : 12	7 : 40	7 : 40

資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査」

(注) 本文中の週所定労働時間短縮の要因分解は、次の考え方に基づく。

$$\text{週所定労働日}(d) = \frac{\text{週所定労働時間}(H_w)}{\text{1日の所定労働時間}(H_d)} \text{ から}$$

$$H_w = d \cdot H_d$$

$$\therefore \Delta H_w = \underbrace{\Delta d \cdot H_d}_{\text{週休日増減効果}} + d \cdot \underbrace{\Delta H_d}_{\text{1日の所定労働時間増減効果}}$$

以上の動きから調査産業計について、週所定労働時間21分間短縮の内訳を試算すると、1日の所定労働時間の短縮により5.5分間、週休2日制の拡大等による週休日の増加により15.5分間それぞれ短縮したこととなっている。このように所定労働時間の短縮には、1日の所定労働時間の短縮よりも休日の増加による効果の方が大きかったといえる。

第I部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

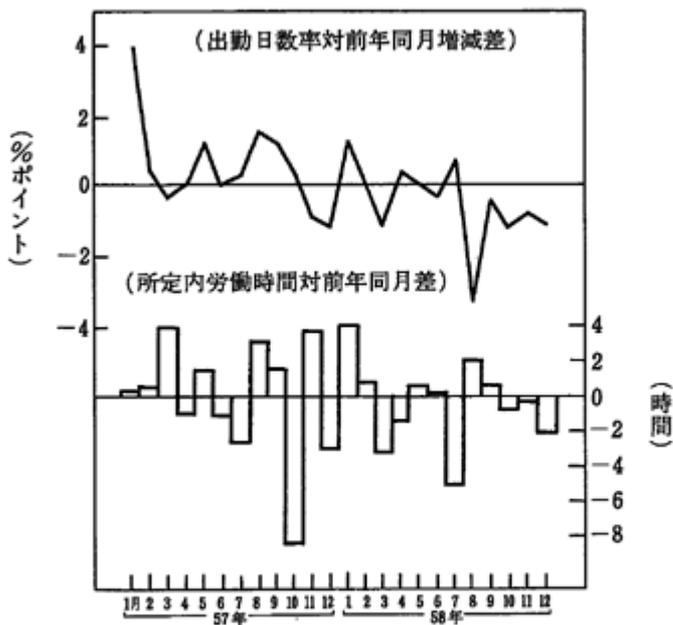
(2) 労働時間の動向

3) 銀行等金融機関の週休2日制の実施

こうしたなかで58年中の大きな出来事として,8月から銀行等金融機関において月1回土曜日閉店による週休2日制が実施された。銀行業の週休2日制については,47年以来10年余をかけ,関係労使,政府をはじめとする関係者による問題点の検討,世論の醸成,銀行法等関係法令の整備等がなされ,ようやく実現されたものである。これは,銀行等金融機関における労働時間の短縮といった直接的効果のほか,他産業における週休2日制の普及に与える影響をも考慮して行われたものである。大部分の銀行等金融機関においては従来から店を開いたままの交替制による週休2日制が導入されており,金融・保険業における週休2日制の適用を受ける労働者の割合も98.8%と最も高くなっていた。したがって,今回の措置により銀行等金融機関それ自体において労働時間の大幅な短縮が行われるものとはいえないが,とはいえ,「毎月勤労統計調査」により58年8月以降の銀行・信託業の出勤日数率(日曜日と国民の祝日を除く日数に占める実際に出勤した日数の割合)を試算してみると前年同月を下回って推移している。また,実際の所定内労働時間についても,月別の所定内労働時間がその月の土曜,日曜や国民の祝日の数の状況等により変化するので明瞭にはその効果を見ることは難しいが,このような曜日の状況が前年同月と比較的類似していた58年10~12月についてみると,所定内労働時間が前年同月を下回っており,一定の効果が出ているものと考えられる。また銀行等金融機関の活動が産業活動全体に占める重要性からみて,他産業にも週休2日制の導入・拡充を促す効果があらわれるものと期待されている。

第38図 銀行・信託業における出勤状況等

第38図 銀行・信託業における出勤状況等



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 出勤日数率 = $\frac{\text{実際に出勤した日数(労働者1人当たり)}}{\text{日曜日及び国民の祝日を除く日数}}$ (%)

第I部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

(3) 労働災害の動向

1) 死傷災害の状況

58年における労働災害の発生状況をみると,休業4日以上死傷者数は27万8,623人,うち死亡者数は2,588人で,前年に比べてそれぞれ1万5,696(5.3%),86人(3.2%)減少した。また,重大災害(一時に3人以上の死傷者を発生させた労働災害)についてみると,発生件数は210件(57年174件)となっている。

労働省「労働災害動向調査」(100人以上規模の事業所を対象とするもの)によれば,労働災害の頻度を示す度数率(100万延労働時間当たりの労働災害に余る休業1日以上死傷者数)は調査産業計で3.03と前年の2.98に比べ0.05ポイントとわずかながら上昇したが,労働災害の強さを示す強度率(1,000延労働時間当たりの労働災害による労働損失日数)は0.30と前年の0.32を0.02ポイント下回っており,死傷者1人当たりの労働能力損失の程度を示す平均労働損失日数も99.4日と前年の107.7日を8.3日,7.7%下回っている。

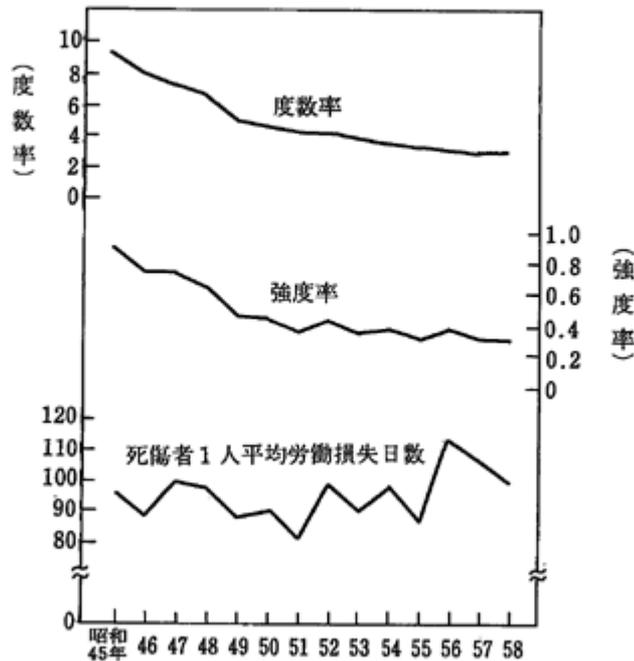
これを産業別にみると度数率では運輸・通信業(0.66ポイント増),林業(0.07ポイント増)で増加したほかは,各産業で前年を下回っている。特に,このところ建設活動の不振もあって建設業(集計対象から総合工事業は除かれている。)での低下が目立っており58年にも0.59ポイント低下している。強度率では,運輸・通信業,林業のほか,サービス業等でも上昇がみられたものの,鉱業,建設業,製造業では低下しており,特に建設業では57年の0.74から58年には0.39とほぼ半減している。

労働災害の状況を長期的にみると,この10年間で死傷者数は28.1%減,死亡者数は50.9%減となっており,また,重大災害発生件数は36.6%減少しているが,死亡者数,重大災害発生件数は,最近減少傾向に鈍化がみられる。

また,度数率等の状況を長期的にみると調査産業計で40年から49年までの間に度数率は12.38から5.11へ年率9.4%減,強度率は1.30から0.45へ年率11.1%減とそれぞれかなり減少した。49年から58年までは度数率(58年3.03)が年率5.6%減,強度率(同0.30)が年率4.4%減と,それまでに比べれば減少幅に鈍化がみられるものの引き続き着実に減少した。一方,平均労働損失日数は増減を繰り返しつつ横ばいしないし50年代に入ってやや増加傾向にあり,いったん災害が起こった場合に個々の労働者に与える影響には変わりがないといえる(第39図)。

第39図 労働災害率および死傷者1人平均労働損失日数の推移

第39図 労働災害率および死傷者1人平均労働損失日数の推移(調査産業計、事業所規模100人以上)



資料出所 労働省「労働災害動向調査」

産業別に度数率の長期的な推移をみると、おおむね各産業とも長期的には減少している。58年の度数率を40年と比較すると、鉱業は86.5%減、建設業91.0%減、製造業73.2%減、運輸・通信業55.6%減等とかなりの減少を示している。強度率については、すべての産業において減少している。

このように度数率や強度率が減少している背景としては、労働安全意識の広がり、種々の労働災害防止措置の実施等による各産業における度数率等の低下とともに、度数率等の相対的に低い産業の構成比が高まることによる面も考えられる。

そこで、製造業における度数率等の減少について、各業種の度数率等の低下による効果と業種別構成の変化による効果とを試算すると、前者の効果がより大きく功を奏している面がうかがわれる(第40図)。

58年における事業所規模別の度数率をみると、1,000人以上1.17(57年1.36)、500~999人1.51(同1.68)、300~499人2.54(同2.74)、100~299人4.85(同4.74)となっている。規模が小さいほど度数率は高くなっており、また100~299人で度数率が前年に比べ高まっているのが特徴的である。これは、この規模の運輸・通信業で度数率が高まったことによるものである。

以上みたように死傷災害は長期的に減少してきているものの、今なお数多くの被災者が生じているので、今後とも労働災害の発生を防止するための一層の努力が望まれる。

第I部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

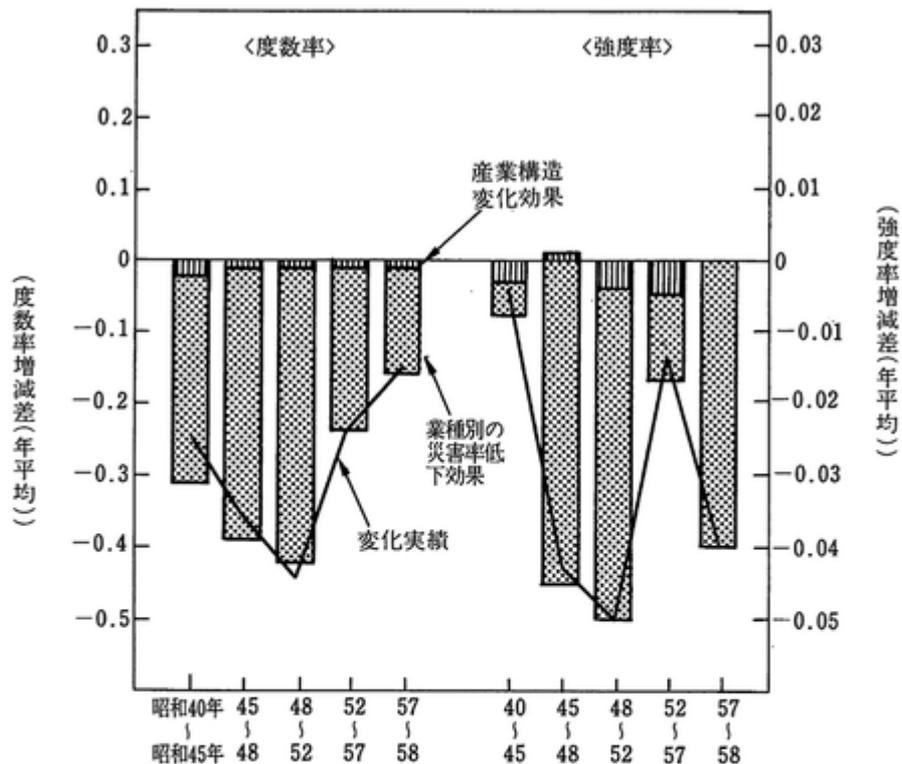
(3) 労働災害の動向

2) 業務上疾病の状況

57年の業務上疾病の発生件数は1万6,705件であり,前年に比べ9.5%減となった。業務上疾病の発生件数は,昭和40年代前半にかなりの増加をみたやや増加を示したが,その後順調に減少し,前年比で55年9.2%減,56年1.0%減,57年9.5%減と推移している。

第40図 労働災害率の変動要因

第40図 労働災害率の変動要因(製造業)



資料出所 労働省「労働災害動向調査」及び「毎月勤労統計調査」により、労働省労働経済課で試算。

(注) 要因分解(度率率)は次式による。

$P(P_i)$: 休業1日以上死傷者数(i業種)

$H(H_i)$: 総実労働時間(i業種)

(常用雇用指数×総実労働時間指数より試算)

$\alpha(\alpha_i)$: 度率率(i業種)

$$\alpha = \frac{P}{H} \times 100万 = \frac{\sum P_i}{H} \times 100万 = \sum \alpha_i \cdot \left(\frac{H_i}{H}\right)$$

$$\therefore \Delta \alpha = \sum \Delta \alpha_i \cdot \left(\frac{H_i}{H}\right) + \sum \alpha_i \cdot \Delta \left(\frac{H_i}{H}\right)$$

強度率についても同様である。

57年の疾病分類別内訳をみると、「業務上の負傷に起因する疾病」が全体の73.2%でもっとも多く、ついで「じん肺症およびじん肺合併症」13.7%等となっている。また54年以降の推移をみると年によって多少の例外はあるもののおおむねすべての疾病分類で発生件数は減少傾向にある。

57年における業務上疾病の発生件数を業種別にみると、製造業が36.0%ともっとも高い割合を占め、ついで建設業20.7%、運輸交通業12.5%の順となっている。こうした業種別の構成については、元々の労働者数の業種別構成の違いによる部分もある。そこで総理府統計局「事業所統計」(56年)からほぼ対応すると思われる産業別の雇用者の構成割合によって、業務上疾病の発生件数の業種別構成割合を除いて、相対的な発生率を試算することによりこうした影響を取り除いてみると、鉱業が27.3、農林水産業5.9、貨物取扱業3.2、運輸交通業2.4となっており、製造業は1.3と相対的に低くなっている。また、業種別の発生件数の54年以降における推移をみると、おおむねすべての業種で減少する傾向を示している。

57年の業務上疾病の発生件数を業種別、疾病分類別にクロスさせてみると、例年の傾向と同様、まず、疾病分類別の視点からは「業務上の負傷に起因する疾病」は、製造業、建設業、運輸交通業、「物理的因子による疾病」は製造業、「作業態様に起因する疾病」は製造業と農林水産業、「化学物質による疾病(がんを除く)」は製造業、「じん肺症およびじん肺合併症」は鉱業、建設業、製造業でそれぞれ多くなっている。また、業種別の視点からは、鉱業を除くすべての産業で「業務上の負傷に起因する疾病」が大半を占めているのに対し、鉱業では「じん肺症およびじん肺合併症」が多くなっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 昭和58年労働経済の推移と特徴

2 賃金,労働時間,労働災害の動向

(3) 労働災害の動向

3) マイクロ・エレクトロニクスと労働災害

近年,NC工作機械や産業用ロボットといったマイクロ・エレクトロニクスを応用した産業機器の導入が広まってきているが,これと労働災害との関連をみてみよう。

労働災害のうち製造工程で発生する負傷に関していえば,機械器具の運動空間から労働者の身体が離れていけば,災害の発生する確率はわずかなものとなる。

したがってマイクロ・エレクトロニクス応用産業機器が自動制御により作業の自動化をもたらすものである限りにおいて,それは災害の発生を少なくするものと考えられる。

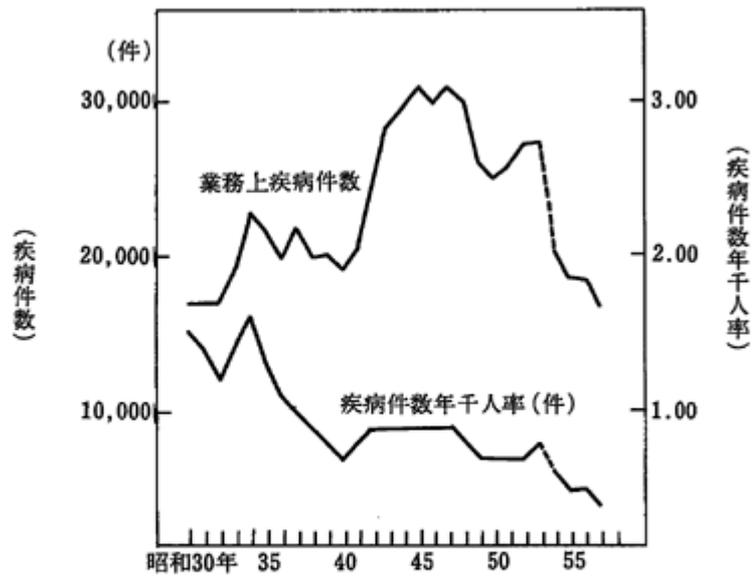
労働省「技術革新と労働に関する調査」によれば,集積回路(IC)利用産業機器によりけがをしたり事故が起きた事業所の割合は,2.5%となっている。また同機器を導入している事業所のうち2割の事業所が危険有害作業が少なくなったとしており,同機器による災害の発生はかなり低いものと考えることができる。

さらに,これをその発生状況別にみると,「通常の稼働中」が49.4%,「修理中」47.8%,「修理後の再稼働の際」9.4%となっており,修理という事態が通常の稼働よりも時間的にはわずかであると考えられることから,修理中等の事故が相対的に多いといえる。

マイクロ・エレクトロニクス応用産業機器は,全体としては労働災害を減らすものと考えられるが,その効果を一層実のあるものとするためには,機器の特性に応じた特別の配慮をする必要がある場合も少なくない。上記調査によると集積回路利用産業機器を導入している事業所のうち,機器に関して安全衛生上の特別の対策・配慮が必要と思う事業所が35.0%,そのうちすでに特別の対策・配慮をしているものが78.0%,検討中のものが18.7%となっている。すでに特別の対策・配慮をしている事業所についてその内訳をみると,「教育訓練の重点的实施」64.3%,「保守・点検」63.2%,「レイアウト」49.5%,「専門家の常時配置」21.3%等となっている。

第41図 業務上疾病発生状況の推移

第41図 業務上疾病発生状況の推移



資料出所 労働省「業務上疾病調」

(注) 1) 疾病件数は休業1日以上のものである。

2) 疾病件数千人率 = $\frac{\text{疾病件数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$

3) 54年の統計からは、昭和53年3月30日改正後の労働基準法施行規則第35条の疾病分類によって分類している。